

## 9月府議会代表質問始まる

京都府議会9月定例会の代表質問が10月1日始まり、最初の質問者として、日本共産党の島田けい子議員が質問に立ちました。質問と答弁につきましては、次号でご紹介します。

一般質問の日時が決まりましたのでご紹介します。

---

### 10月3日（木）

午後1時30分頃

上坂愛子議員（長岡京市・乙訓郡）

午後3時頃

太田勝祐議員（京都市西京区）

### 10月4日（金）

午後2時頃

高橋昭三議員（京都市下京区）

午後3時30分頃

まえくぼ義由紀議員（宇治市・久世郡）

開始時間は、予定です。

---

## 議会報告・予算要求懇談会のご案内

- 9月議会の報告、来年度予算についての懇談会を開催します。ぜひご参加ください。

10月16日（水） 午後6時30分～

社会福社会館 1階 第1会議室

京都市上京区堀川丸太町下ル西入ル（二条城北側）

- 島田敬子議員の行った代表質問と答弁の概要をご紹介します。

## 9月定例会代表質問 **島田敬子**（日本共産党、右京区）2002年10月1日

### 「痛み」おしつける国民負担増政策にきっぱり反対し、 悪政から府民の命と暮らしを守る防波堤の役割をはたせ

#### 【島田】

日本共産党の島田敬子です。日本共産党府会議員団を代表して、先に通告しております数点について、知事ならびに関係理事者に質問いたします。

知事は、6月の部課長公所長会議で「私たちの使命は、あくまで府民福祉の向上を図ることです。これが私たちに課せられた唯一の使命です」と述べられました。その役割をはたしてこそ自治体といえます。問題は、それが実行されるかどうかです。

ご承知のように、小泉内閣は、今年から来年にかけて、医療・介護・年金・雇用など、社会保障のすべての分野で、3兆2400億円という史上最悪の国民負担増を押しつけようとしています。長期化する不況の中で、中小企業の倒産・廃業が相次ぎ、失業者は増大する一方です。

いま、府民の多くが、今日、明日の暮らしの不安、展望さえ持てない状況に追い込まれています。「わずかな年金の中から介護保険料を天引きされ、医者についても医療費は次々と値上がり。我々高齢者は邪魔物のようで、『早く死ね』と言われていたようだ」「会社が倒産して1年、職安にいても職がない。毎日300円で暮らしている」。これは、わが党が、いま、とりくんでいる府民アンケートへの声の一部です。

私は、国民に痛みを押しつけ、暮らしを押しつぶす、小泉内閣の「国民負担増」政策にきっぱり反対するとともに、本府が、いまこそ、悪政から府民の命と暮らしを守る防波堤の役割を果たすべきではないかと考えます。この立場から、いくつかの問題について、おたずねします。

### 医療制度改悪の撤回を国に求めるべき

まず、福祉・医療にかかわる問題です。

自民党や公明党がゴリ押しした医療大改悪の結果、今日から、高齢者の窓口負担増が始まっています。月額3400円の定額制が撤廃され、原則1割から2割負担を窓口で払わなければならないになりました。平均2倍から3倍の値上げになりますが、私が伺った方は、慢性気管支炎で、酸素吸入をしないと生きられない在宅患者さんでしたが、負担は10倍に上がるとのことで、言葉をなくしておられました。

私は、いくつかの医療機関の調査を行いました。10月以降、負担が増える高齢患者の割合は、ある診療所で73%、中規模病院では68%になるとの試算が出されました。「10月1日を待つまでもなく、今でも1割も外来患者が減っている。4月に800円から850円に増えただけで影響は出始めていたが、医療改悪法案が国会で強行可決された直後に一斉に

始まった新聞のキャンペーンで、受診が減った。実際に負担増が始まる10月からは、本当に心配です」とのことでした。高齢者のみの世帯や障害者がおられる家族の場合は、とくに深刻です。国にたいし、医療改悪の撤回をただちに求め、限度額の引き下げも要求すべきですが、いかがですか。

**【知事】** 医療保険財政が大変きびしい状況にある中で、「給付と負担のバランス」を考えた場合、高齢化社会が進展するなか、将来にわたり、持続可能で安定的な医療保険制度を構築することが必要であり、きびしい判断が迫られるなか、所要の改正が行われた。

## 府として、低所得者にたいする医療費の減免措置を

### 【島田】

今度の改定では、月に8000円もしくは、12000円の限度額がもうけられたものの、平均4万円程度の国民年金など、年金のみの収入で暮らしているお年寄りにとっては大きな負担です。府として、低所得者に対する減免措置を具体化すべきではありませんか。また、先ほどの在宅の呼吸障害患者の場合は、障害認定で3級に該当しますが、現在、本府の重症心身障害老人健康管理事業の対象になりません。この制度の対象を3級に拡大すれば救えます。御所見を伺います。

**【知事】** その中で、私どもが要望していた低所得者にたいする措置も一定なされたが、低所得者への配慮については、今後とも引き続き提案していきたい。重度心身障害老人健康管理事業は、国の年金制度や他府県における同様の制度との均衡をふまえて、重度障害者である身障手帳1・2級の方を対象としているもの。

## 外来患者にも、高額医療費の受領委任払い制度を

### 【島田】

また、限度額を超えた医療費について、申請によって払い戻す「償還払い」の手続きの簡素化が行われ、高齢者本人による申請が困難な場合には、代理人による申請が認められました。それには、当然、医療機関も含まれると考えます。すでに、国保の高額医療費に受領委任制度を採用して窓口で払わなくてよいやり方が、京都市、宇治市など5つの自治体でとられています。同じような方法で、外来についても、受領委任払い制度の導入を市町村や医師会などと協力して行うこと、そして、これまでの制度も含めて市町村への徹底を図っていただき、受診抑制など医療の後退を出来る限り食い止める努力を強くもとめるものです。「福祉の向上を図る」ことが「唯一の使命」と言われるのなら、お年寄りにせめてこれくらいの対策は講じるべきではありませんか。お答えください。

**【知事】** 自己負担限度額をこえる窓口での自己負担分は、原則「償還払い」とされており、改正の内容については、市町村や医療関係団体を通じて、周知徹底をはかっていきたい。

## 介護保険の見直しへ、遅れている基盤整備の促進を

### 【島田】

次に、介護保険制度についてです。京都府が発表した「2001年度の介護保険制度の実施状況」によりますと、3月末の要介護認定者は当初見込みより約1万1千人多く、介護給付費も当初見込みを約27億円上回り、11市町村の介護保険特別会計が赤字となりました。来年の見直しにあたり、京都府下の自治体で予想される保険料の値上げは20%以上で、平均3600円と全国第3位の高い保険料となることが報道されました。その上、国が「特別対策」として3%にすえおいてきた訪問介護利用料を6%と2倍に引き上げようとしており、自治体独自の利用料減免制度への影響も避けられません。本府はこれらについて、「大きな問題なく推移してきており、概して順調に運営されている」としてはいますが、とんでもありません。

具体的に伺います。第一に、基盤整備についてです。

本府がやっと実施した調査では、特別養護老人ホームの入所待機者は3600人をこえ、老人保健施設も療養型病床も待機者が多数おられます。これについて、いつになったら解消されるのですか。お答えください。また、在宅サービスでは、事業所が少ない丹後や中部圏域では利用率が低く、訪問リハビリの達成率は34%という低さです。地域における基盤を緊急に整備するため、市町村の実情にあわせた支援が必要です。また、重度の障害や痴呆症、感染症をもつ高齢者、人口透析治療や難病患者のケアを行うことができる拠点施設は、府として責任をもって整備する必要がありますが、いかがですか。地域リハビリテーション体制の拡充のため、府北部にリハビリテーションセンターをつくることをはじめ、地域リハビリテーションのネットワークの構築をこれまでから要望してきましたが、早急実現することを求めます。お答えください。

**【知事】** 特別養護老人ホームについては、全国トップレベルの京都府独自の補助や融資制度を6月補正で創設するなど、全力をあげて整備を推進しており、ひきつづき、地域のニーズに的確に対応した整備を推進していくことにより、待機者の解消をはかっていきたい。重度障害、痴呆・感染症、リハビリ 等のためのケアが必要な方については、その方の状態に応じて、医療機関、老人保健施設、特別養護老人ホーム等の施設において適切にサービスが提供されるよう、各機関とより一層、連携いして対処していきたい。

## 府として、介護保険料・利用料の減免制度を

### 【島田】

第2に、保険料・利用料負担の問題です。利用者アンケートを見ますと、過半数の高齢者が保険料の負担を大きいと感じ、利用料についても、3人に1人が負担に感じています。8月7日に発表された内閣府の「介護サービス価格に関する研究会」の調査では、「介護保険導入で全体としてはサービス利用が増えたが、年収400万円以下では、1割の自己負担が重荷となって利用はむしろ減少している。低所得者が真に必要な介護サービスを受けられるよ

う十分配慮していく必要がある」と指摘しています。

いまこそ、住民税非課税世帯の保険料や利用料を免除する恒久的対策を国の制度として確立すべきです。府独自に、保険料・利用料の減免制度を実施すべきです。この際、国に対し、国庫負担をかつての2分の1に戻すよう要求すべきです。お答えください。

**【知事】** 現行制度の積極的な活用を市町村などにたいして促すとともに、高齢者の経済負担に十分配慮して必要な対策を講じるよう、国にたいし積極的な提案を行っている。

## ホームヘルパー養成「被害者の会」の要望に誠実に対応を

**【島田】** 次に、ホームヘルパー養成研修をめぐる問題についてです。京都では、ヘルパー研修にあたった3事業者が「研修内容が不適切」として指定を取り消されました。その結果、受講生625名もの方が、資格も取れず、講習料も返済されないという被害を受け、「被害者の会」が結成されて、「せめて補講費用について救済措置を」との要望を出されています。

指定取り消し後、被害者の実態もつかまなまま2ヵ月も放置し、「救済」という名で被害者負担の補講先を紹介するだけの府の対応に怒っておられます。「被害者の会」のみなさんの切実な要望に誠実に対応すべきです。

指導監督責任のある京都府として、事業者に対して受講料の返還を指導すること、それが不可能な場合は、京都府の責任で補講を行うか、補講料の支援を行うべきだと考えます。いかがですか。このような事件が再び起きないよう、介護保険法に指導監督体制の強化や明確な罰則規定を盛り込むよう国に対して要求すべきです。知事の見解を伺います。

**【知事】** 指定取り消し業者にたいして、受講料の返還など誠意ある対応をするよう、現在、積極的に指導しているところであり、それとともに、補講のあっせんを行い、資格が取得できるよう対処している。国にたいしては、指導監督体制強化のために、必要な法整備等を提案している。

## 「支援費制度」導入に向け実効ある計画に見直し、基盤整備の促進を

**【島田】**

次に、障害者福祉の問題です。

来年4月から障害者福祉に「支援費制度」が導入され、本日からサービスの申請受け付けが開始されています。厚生労働省は、受付開始直前の先月12日に、支援費給付額や利用負担についてやっと示しましたが、それまでは、国の基準が示されないため、実施主体である自治体では例規さえつくる事が出来ませんでした。準備不足のまま、事実上の見切り発車が行われたわけで、市町村に対する助言、支援の強化が求められています。

府内の障害者関係4団体は、市町村を対象におこなったアンケート調査をふまえ、本府にたいして改善の要望を提出されましたが、本府はいまだに何の回答もせず、懇談会も拒否されている事は重大です。

厚生労働省は、「支援費制度」の導入により「利用者本位」「サービスの選択がすすむ」と言い、「措置制度から支援費制度に移行しても何の問題もない」とくり返してきました。

しかし、現状は、基盤整備の遅れから、契約できる施設やサービスそのものが不足しており、重度障害者が取り残される恐れや、支給決定を行う市町村の専門性の欠如、相談体制の整備の遅れなども関係者から指摘されています。今回の厚生労働省の発表では、重度加算や強度行動障害者等に対する特別加算がもりこまれ、利用料負担についても所得基準などを加味した応能負担となるなど、関係者の要望が一定反映されましたが、まだ、改善すべき点も多く残されています。

最大の問題は基盤整備の不足です。来年度政府予算の概算要求で、支援費関係は3293億円、前年比100・3%とほぼ同額で、自然増を考えると実質マイナス予算であり、新制度スタートにあたって、十分な基盤やサービスを増やすつもりがないことがはっきりしています。

私は先日、いくつかの自治体を伺い現状をお聞きしました。担当者は「これまでサービス基盤の整備について法人まかせにしてきた結果、地域的な偏在が著しい。国も京都府も基盤整備を怠ってきたのに、今になって障害者福祉は市町村の仕事とって責任だけを押しつけるのはおかしい」と怒りを持っておられました。

例えば中丹地域では、在宅支援の拠点となる生活支援センターは舞鶴に1カ所しかありません。「単純な人口比で計画を決めるのではなく、広大な面積を持ちながら過疎地域や無医村を抱え、交通資源も不足している地域の現状を考えてほしい」とのことでした。中丹地域だけでも、生活支援センターはあと3カ所必要ですが、現在の府の計画では到底認められません。

南部の京田辺市でも、「入所施設がなく、城陽市の施設にお世話になっているが、今後は受け入れてもらえるかどうか」との不安もだされました。神戸など他府県の施設に入所している方が4人もおられます。通所授産施設が1カ所あるだけで、来年は養護学校卒業生などの受け入れもできません。第二作業所や生活支援センター、グループホーム設置の強い要望が出されました。

また、相楽圏域では、やっと昨年末、知的障害者の入所更正施設が出来たものの、心身障害者の入所更正施設は1カ所もありません。法定施設が一つもない市町村は17自治体あります。児童サービスや精神障害者の施設など、制度の対象外となったサービスも含め、施設・在宅の両面で圧倒的に基盤が不足しています。これでは、「自由な選択」など出来るはずがありません。

京都府の計画も市町村の計画も、実態調査をしっかりと行って、具体的な数値目標や財政的裏づけを明確にした実効あるものに見直す必要があります。そして、法人・民間まかせにせず、公的責任を持って、施設・ホームヘルパーの増員などの基盤整備を集中的に促進しなければなりません。この点でも、京都府の果たすべき役割には大きいものがあります。市町村に対し十分な財政支援・人材支援を行うことが大切と考えますが、知事の見解をお聞かせください。

**【知事】** サービス基盤の確保については、京都府障害者基本計画の後期実施計画において、すでに数値目標を設定し、施設整備や運営にたいする独自加算や人材の養成、相談体制の強化などの支援措置を講じるなかで、市町村の意向もふまえて、ハード・ソフト両面にわたる

基盤整備をすすめている。数値目標の達成状況は、計画を上回るスピードで順調に推移しており、とくに、知的障害者更正施設や授産施設などの整備状況は、全国的に見ても高い水準にあるのが実情。さらに、法定外施設である障害者共同作業所にたいしても、全国トップレベルの助成を行うとともに、法定施設への移行を推進するなど、きめ細かな施策の推進につとめている。現在、36市町で計画が策定され、今年度中には、すべての市町村で策定される予定であり、計画的に障害者福祉の充実にとりくまれているが、府としても、市町村との連携いをさらに深めていきたい。

## 子どもの医療費無料制度を就学前まで拡充せよ

### 【島田】

福祉・医療問題の最後に、就学前までの医療費無料制度は、いま、全国で32都道府県、府内では24市町に広がっていますが、本府としても、早急に実施するよう改めて求めます。知事の決意をお聞かせください。

**【知事】** 乳幼児医療助成制度を含めた福祉・医療制度全般については、福祉・医療制度検討会において、様々な観点から、現在、議論しているところ。

## 失業者の仕事を確保するため、本格的な公的就労対策を講じよ

### 【島田】

次に、雇用・失業対策について伺います。

ご承知のように、府内の完全失業者は8万5千人にのぼっています。今年3月に総務省が発表した都道府県別の失業率の試算では、京都府は6・3%で、沖縄、大阪に次いで3番目の高さです。総務省がまとめた「事業所・企業統計調査」によると、96年から2001年までの事業所減少率は8・7%で、大阪に次いで2番目の高さです。しかも、製造業では22・4%の減少で全国トップの落ち込みです。京都の雇用情勢の悪化は、繊維をはじめとする伝統・地場産業の廃業が大きな原因となっています。ものづくりの基盤そのものが失われる事へ危機もだされている中、京都経済再生のためにも、雇用対策の観点からも、地場産業への支援は不可欠ですが、本府の雇用対策には、この観点が欠落しています。

現在、本府においては、京都府雇用創出支援事業計画案が検討され、4万1千人の実雇用確保を目標にあげておられます。

計画案では、ベンチャービジネスなど成長分野における仕事おこしを上げておられますが、現実には、IT関連企業が、真っ先に大リストラを進めているではありませんか。ミスマッチ解消と言いますが、来春卒業予定の高校生に対する求人は、2人に1人、北部では0・23倍、中高年も障害者も、事態はきわめて深刻です。また、本府自身、財政健全化で、リストラをすすめ、府立病院などで不安定雇用労働者を拡大しているのでは、安定した雇用も望めません。その立場から、提案もふくめ、何点か伺います。

いま、緊急の問題は、ハローワークに仕事を求めていった方々が実際に仕事につけず、生活がなりたたない人たちへの措置がないことです。こうした失業者が安定した職に就けるま

で、以前に実施されていた「失業対策」のような本格的な公的就労対策をとって、生活保障を行うことです。実施中の緊急雇用対策事業についても、雇用期間の延長など改善が必要です。いかがですか。

**【知事】** ご提案の「失業対策事業」は、行政が直接、失業者を雇用する方式であったため、雇用情勢の動向等にかかわらず、一貫して就労者が増え続けたり、再就職までの一時的な就労機会の提供という目的から大きく離れたりしたため、有功に機能しない施策として激しい非難をうけるなかで終息しており、こうした事業を復活させることは、府民の理解を得ることは難しい。また、緊急雇用創出特別事業については、国にたいし、雇用期間の延長など、弾力的な運用について強く要望しており、その中で、継続的対応が望ましい教育や福祉部門等における相談・助言などの事業について、すでに1年間までの期間延長ができることとされている。

## 京都経済を支える中小企業への支援策を強化せよ

### 【島田】

2つめは、京都経済を支える中小企業を元気にさせるための支援を強め、そこでの雇用を増やすことです。

京都府の中小企業対策は、融資関連の出資金を除けば、振興のための予算は大変少なく、その少ない予算も新事業、起業家育成に重点が置かれており、伝統・地場産業への施策も、産地組合への委託、イベントが中心です。ものづくりの創意ある活動への数少ない助成である「西陣織・京友禅等産地活性化推進事業」の企業グループの公募枠には、積極的な応募が増えていますが、反面、1事業あたりの助成額が、昨年度100万円平均から、今年度70万円にスケールダウンしている状況です。

わが議員団は、先ごろ、新潟県の中小企業対策を調査してきましたが、新潟県では、県内の地場産業集積地の経営実態調査を行い、深刻な実態とその要因を調査・分析し、施策を強化する「地場産業振興アクションプラン」を策定して、市町村の行う中小企業振興事業を応援しています。東京・太田区でも、ものづくり産業についての調査を行い、調査で明らかになった中小企業の実態と要求に応えるため、都が2分の1を負担する「東京都工業集積活性化支援事業」として、新製品・新技術の開発、生産性向上、ネットワーク維持、後継者育成、作業環境改善への補助を実施しています。

今、中小企業振興予算を抜本的に増額し、経済界、学者・研究者、経営者・業者のエネルギーを総結集した「京都経済再生会議」ともいえる体制を作り、中小企業への技術・経営支援、販路開拓支援の府内のネットワークづくり、後継者対策など、中小企業を応援する施策を強化することが必要です。そのためにも、市町村と協力し、府内全業者を対象とした経営実態調査を実施することが必要なのではないでしょうか。

また、第一次産業である農林漁業の振興をはかることも、雇用を増やすうえで重要です。知事の見解をお聞かせください。

**【知事】** 当初予算で、過去最大規模の融資枠1000億円をひきつづき確保するなど、緊急不況・雇用対策を最重要課題としてとりくむとともに、6月補正予算で、きびしい財政状況のなか、50億円をこえる不況・雇用対策を中心にすえた。現在、その効果的な執行に全

力をそそいでいる。中小企業対策の推進にあたっては、京都産業21や地域中小企業支援センターなどにおいて、資金面や経営・技術面など多方面にわたる相談・支援をおこなうなど、きめ細かな対応につとめている。事業の実施にたいしては、中小企業の実態を十分、お聞きしながら、経済団体や市町村と連携をはかるとともに、学識経験者等のご意見もお伺いしてとりくんでいる。今後とも、私の選挙公約でもある産学公連携組織の形成と、それによる京都の創造的な産業振興などにつとめていきたい。農林水産業は、雇用の確保、食の確立、環境の保全もふくめ、総合的観点から新規就業対策やブランド京野菜の振興などに全力をあげている。

## 大企業のリストラを規制せよ

### 【島田】

3つめは、大企業のリストラを規制することです。

わが議員団は、これまで知事に対して、国に解雇規制法の制定を要求するとともに、府独自にも、大企業の事業所廃止や人員削減計画など地域に大きな影響を与える計画については、計画を提出させ、知事が意見を述べ、勧告ができるようにするための制度を求めてきました。

岩手県では数年前、ある会社が工場閉鎖をする際、県が最後の1人まで雇用について面倒を見させました。また、NEC新潟では、工場売却計画の中止はできませんでしたが、柏崎市長と地元商工会議所の要請で、新会社をつくって、一定の雇用の場を確保させました。

工場閉鎖やリストラそのものはやめさせられなくても、ものを言えば一定の歯止めがかけられるのです。知事は、京都の大企業のリストラ計画について、ものを言うべきです。そして、大企業のリストラ野放しは雇用悪化の原因であることが明らかになっている以上、国に解雇規制法の制定を求め、府独自にも条例制定等の対策をとるべきです。明確にお答えください。

**【知事】** 国において、現在、労使の代表者も入った審議会で検討がすすめられており、議論のゆくえを注視している。条例の制定については、企業活動が都道府県の区域をこえて行われるため、京都府だけが解雇を規制するような条例を定めることは、法制度上、難しく、また、企業が府内の立地を避けることにもなりかねず、かえって雇用の場を減少させる恐れもあり、適当ではないと考えている。昨年10月に改正された雇用対策法では、企業が30人以上の解雇を行う場合には、事前に労働組合等の意見を聴取したうえ、再就職援助計画を職業安定所に提出し、その認定をうけなければならないこととされており、これにより、法的な解雇の抑制につながるものと考えている。企業の解雇やリストラにたいして「府は何も言わない」との発言があったが、日産車体京都工場的大幅縮小のさいにも、地元自治体、経済団体、さらには、当事者の日産車体も加えて、すぐに対策会議を立ち上げ、下請企業対策などをあわせて従業員の雇用確保対策をしっかりと申し入れ、府としても、最大限の努力をして雇用を確保してきた。こうしたことを考えれば、議員の指摘は的はずれである。

## 府内すべての市町村で、住宅改修助成制度の実施を

## 【島田】

4つめは、中小業者自身の仕事づくりの取り組みへの支援です。

京建労や各地の中小企業団体のみなさんは、住宅改修助成制度の実現を府や市町村に求めてこられました。これまで、網野町や京田辺市で実現しています。京田辺市は、改修工事費の10%、限度額10万円ですが、受付開始の9月1日から25日の受付締め切りまで、147件の申し込みがあり、工事費総額は2億8千万円をこえています。補助額の1200万円の21倍の経済効果を生み出しており、京田辺市商工会会長の上田さんは「経済効果は抜群です」と評価されています。網野町でも同様で、助成額の20倍をこえる経済効果をうみだしています。

わが議員団は、先に政府への申し入れを行い、国に対して住宅改修助成制度の有効性を示し、その全国的な実施を求めましたが、国の担当者も「大変参考になる。研究する」と注目しています。

長期化した不況のなかで、仕事確保に悩んでいる中小零細建築業者を支援し、府民の住宅改修をすすめるため、府内すべての市町村での住宅改修助成制度の実施を促すためにも、府として支援制度を実施すべきです。知事の見解を伺います。

**【知事】** 現在、各市町村においては、それぞれの地域の経済実情や財政状況をふまえて、不況対策、地域振興に知恵と工夫をこらし、様々な施策にとりくんでいる。府としても、雇用・不況対策として、6月議会で府営住宅ストック総合活用事業をふくめ、全力をあげて不況対策にとりくんでいる。こうした府の施策と44市町村が講じる様々な施策があいまって経済効果が高まるよう、これからもとりくみをすすめていきたい。

## 国に新「大店法」制定を要求し、府として「大型店凍結宣言」を

### 【島田】

次に、大型店の問題についてお聞きします。

福知山商工会議所は、福井県に本部を置く総合ディスカウント店「みった」の出店が、地元商店街などのまちづくりへの取り組みに壊滅的な打撃を与えるとした意見書を、京都府福知山振興局長、福知山市と福知山市議会に提出されました。

「みった」は売場面積約1万6千平方メートル、年商70億円の計画となっており、これは、福知山の主要7商店街の売場面積の2倍、年間販売額を大きく上回るもので、ジャスコ福知山店など超大型店の出店と深刻な不況に大きな打撃を受けながらも、住民に密着し、地域に貢献できるまちづくりをと頑張っておられる周辺商店街の経営や雇用に深刻な影響を与えることは必至です。

京都市右京区の島津製作所五条工場跡地の「京都ダイヤモンドシティ」も同じです。

京都市は、自ら決めた「まちづくり条例」の商業集積ガイドラインさえ守らせることができず、いま「大規模小売店舗立地法」の手続きに入っています。周辺住民や小売業者からは「慢性的渋滞が発生している五条通に、更に6千台もの車を呼び込むものだ」など、「計画変更を求める」意見書が835通も提出されています。

新規出店だけが問題ではありません。相次ぐ深夜までの営業時間の延長、休業日の削減は、

家族従事者と限られた従業員で営業している中小業者では、とても対応できません。

かつての本店法では、大型店の売場面積、営業時間、休業日数に関し、周辺中小小売業者や消費者、学識経験者の意見のある程度反映した規制を行うことができました。しかし、2000年6月から施行された本店立地法では、周辺の住環境への影響のみの調整とされてしまいました。

この問題で前知事は、地域の発展をはかるという立場で市町村の意見を尊重し、庁内に設置した「まちづくり推進連絡協議会」や「大規模小売店舗立地審議会」などを活用して適切に対応すると答弁されました。また、京都市部についての調整が京都市の権限となったもとでも、島津五条工場跡地への大型店の進出問題について「重要な案件であり、今後の動きを、京都市とも情報交換を密にして十分注視したい」と答弁されました。

しかし、その後の状況を見れば、大型店出店の問題では指をくわえて見ているだけ、島津跡地の問題でも、情報を密に交換といいながら、「まちづくり条例」からの上乗せを看過してきました。

今こそ、自治体に商業活動への規制の権限を与える新たな「本店法」が必要です。国に対し、その創設を強く求めるとともに、これ以上の大型店の進出を規制する「大型店凍結宣言」を知事として宣言すべきです。決意をお聞かせください。

**【知事】** 平成12年6月から、従来の本店法が廃止され、大型店の立地に関し、周辺地域の生活環境の保持に主眼をおいた大規模小売店舗立地法が施行された。府としては、新法のもとでも、あくまで地域の発展をはかるという立場にたって、市町村の意見を尊重しながら、庁内に設置した「まちづくり推進連絡協議会」や有識者で構成された「大規模小売店舗立地審議会」を活用し、公正かつ適正な対応につとめるという立場に変わりはない。

## 商店街のとりくみにたいする支援の強化を

### 【島田】

今、商店街のみなさんは、個々の商店の魅力アップとともに、地域に根ざした商店街のもつ介護や街づくり分野での役割を発揮する中で、地域住民に欠かせない存在となるよう奮闘されています。府として、その努力を激励し、商取引のネット化に対応できる支援の強化、人材育成のための助言者の継続的な派遣、再生策推進の中核となる商店街事務局の配置などについて抜本的に強化すべきです。お答えください。

**【知事】** 商店街活性化支援事業を活用し、ハード基盤の整備だけでなく、商店街の情報ネットワーク化やポイントカードの導入といった新たな活性化のとりくみに助成するとともに、本年度からは、「京の商店街チャレンジ21事業」により、商業団体が地域社会と連携して実施する事業などにも積極的に対応している。中心市街地のまちづくりを推進するTMO等がおこなうとりくみにたいしても支援するとともに、関係経済団体等が実施する経営や融資相談、アドバイザーの派遣など、商店街にたいするきめ細かな指導事業への支援にもつとめている。

## 外形標準課税の導入に、きっぱり反対せよ

## 【島田】

つぎに、外形標準課税の問題です。

わが議員団は、この間、多くの中小企業団体から外形標準課税についてお話を聞きました。「好きこのんで赤字になったのではない」「必死でがんばっても赤字のところから税金を取るのか」「中小企業支援をもっとしっかりやってほしい」など、ほとんどの中小企業団体が、外形標準課税に反対され、知事を先頭に外形標準課税導入を国に求めている京都府の姿勢に不信と怒りをお持ちでした。京都府商工会議所連合会、京都商工会議所、京都府中小企業同友会など、京都の主要な中小企業団体も、そろって導入に反対されています。

知事は、6月議会で「赤字企業だけでなく中小企業の多くが大幅な負担増となり、中小企業の息の根をとめるとも言える外形標準課税の導入要求をやめるべき」との私どもの質問にたいし、「外形標準課税の導入に期待する」とお答えになりました。

改めて、お聞きします。今、ご紹介した中小企業者のみなさんの声をお聞きになっても、なお、外形標準課税の導入を求め続けられるのですか。中小企業によって支えられている京都経済をいっそう深刻な状況に追い込むようでは、知事としての資格がありません。外形標準課税導入にきっぱりと反対すべきです。お答え下さい。

**【知事】** 行政サービスの受益に応じて税を負担していただくことは、地方税における基本的なことからである。本年度も実質500億円という税収減が見込まれるが、このような事態が続けば、都道府県が住民のみなさんに安定的、継続的に行政サービスを提供することは難しく、現在の不安定な税収構造を改めていくことが重要である。このようなことから、外形標準課税が全国同一の制度として導入されることを期待しているが、その導入にあたっては、2月定例会で議決された決議にもあるように、府内経済がきびしい状況にあることをふまえ、中小零細企業への十分な配慮を前提に検討がすすめられることが必要であると考え、国にたいし強く申し入れている。

## 府としての削減目標を明確にし、廃棄物の発生の抑制を

### 【島田】

次に、府が検討しています「不法投棄規制条例」にかかわって、伺います。

第1に、廃棄物の発生抑制と京都府の削減目標についてです。

ヨハネスブルクで開かれた環境・開発サミットを受けて、いま世界各国が、地球環境の保全、貧困の解消をめざす新たな取り組みをスタートさせました。時代は、大量生産、大量消費の社会から、持続可能な社会にむけて、方向を大きく転換しようとしています。今こそ、COP3の開催地であり、第3回世界水フォーラムの開催地でもある京都府の責任を立派にはたそうではありませんか。

わが議員団はこれまでから、京都府が一般廃棄物ごみについては「ごみ広域化処理計画」の名のもとに、時代遅れの全量焼却方式を取り、ごみ自体を削減することに真剣に取り組んでいないことを厳しく批判してきました。しかし、それ以上に、廃棄物の中で大きな部分を占めている産業廃棄物の削減について、京都府がいまだに削減目標すら明確にしていないことは極めて重大な問題です。

いま検討されている府条例が、不法投棄の「取り締まり」と「規制強化」だけを問題にし

て、引き続き、廃棄物を排出する大もとの企業責任を問題にしないのであれば、時代の大きな流れにそぐわないものと言わなければなりません。

いま、府内の廃棄物増加の主要な部分は産業廃棄物によって占められており、この不法投棄が深刻化しています。この点で、私どもは、新たに策定される府条例に、はっきりと産業廃棄物の削減を目標とすることをかけ、企業責任を明確にした上で、ごみ発生そのものを抑制する方向を打ち出すべきだと提案します。知事のお考えをお示してください。

**【知事】** 提案説明でもふれたように、不法投棄規制に関する研究会の検討結果の報告を、このたびとりまとめたところであり、条例案の骨子として、不法投棄の規制措置とともに、産業廃棄物の発生抑制、再生利用の推進など、事業者の責務や、府民のみなさんに情報を提供し一体となったとりくみを推進することなどが盛り込まれている。今後、この報告をふまえ、本府独自の規制条例の策定にむかって、作業をすすめていきたい。産業廃棄物の削減目標等については、現在、環境審議会において審議いただいている循環型社会形成計画において、ご検討をいただいている。

## 悪質な不法投棄を許さず、き然として対処せよ

### 【島田】

第2に、悪質な不法行為を許さない、府の姿勢の問題についてです。

府内の不法投棄の事例は、この間、亀岡市畑野、日吉町志和賀、宇治の炭山、南山城村と、どこでも問題が深刻化し、長期化しました。この背景には、住民のたび重なる指摘と要望があったにもかかわらず、業者側の言い分を鵜呑みにして悪質な行為を事実上野放しにしたり、あいまいにしてきた府の姿勢にあります。

住民との協力や協働を大切にするのではなく、場合によっては、住民の要望を「やっかいなもの」と扱ってきたこうした本府の姿勢を改めなければ、いくら立派な条例を策定しても「仏作って魂入れず」ということになりかねません。

府がこれまでの姿勢を改めて、行政が現認した違反事案に関する情報やそれに対する行政措置の状況とその進行状況、および今後の見通しを地域住民に公開し、住民と協力して問題解決に取り組むよう、条例上も明確にすべきと考えますが、知事の見解を伺います。

**【知事】** 今後とも、不法投棄等の環境犯罪を撲滅し、循環型社会を構築するためのとりくみを強力にすすめていきたい。

## 廃棄物処理行政の大もとの転換を

### 【島田】

第3に、廃棄物処理行政の大もとの転換についてです。

歴代自民党政治のもと、日本の廃棄物処理行政では、ごみになりにくい製品の開発を促進し、廃棄物の発生自体を抑制しようとする、いわゆる「拡大生産者責任」の導入が大変遅れてきました。その理由は、日本の大手企業が、自らの利益だけを優先し、こうした考えに背

を向けてきたからに他なりません。この結果、環境省も、経済産業省も、依然として、問題の根本にあるメーカー責任を棚上げにした不十分な環境行政を続けるあり様です。

現実、「容器包装リサイクル法」では、「収集・運搬・保管」を自治体の責任として、リサイクル費用の大半を自治体に税金で負担させたため、法が施行されてから、逆に、ペットボトルの企業生産は増え続けています。

また、「家電リサイクル法」では、廃棄時に消費者が処理費を支払うとしたため、法施行以降、府内各地で不法投棄が横行しました。これらはいずれも、製造者責任の徹底をあいまいにして問題を組み立てた環境行政の不十分さの端的な証明に他なりません。

今こそ、知事が率先して、すべての廃棄物を規制する「廃棄物処理法」そのものに「拡大生産者責任」の考え方をいれるよう国にたいし法改正を強く働きかけるべきだと考えますが、知事の見解を伺います。

いま、原発の事故隠しをはじめとして、国民の安全に取って重大な問題が相次いでいますが、その根底には大企業のルール破り、もうけ優先の姿勢があります。今こそ、大企業のルール破りを許さず、国民の安全のための措置をとるべきだと考えますが、いかがですか。

**【知事】** 製造事業者等による回収、再生利用体制の確立など、拡大生産者責任の強化については、これまでから、くりかえし国にたいし政策提案や要望をおこなってきた

## 実効ある男女平等条例の制定を急げ

### 【島田】

次に、男女平等条例の制定について、お伺いします。

先日、私は、条例策定中の千葉県に伺いました。千葉県では、昨年3月から専門部会を設置して検討が進められ、この9月議会に条例の提案がされました。「36都道府県で条例が作られ後塵を拝することとなったが、時間をかけた分、他県の良い所をとり入れたものにした。検討過程に県民が参加して頂くことでPRもでき、男女共同参画への理解と納得も広がる」として、有識者、経営者、労働組合等に対するアンケート調査や公募による県民意見聴取をおこない、骨格的な案がまとまった段階で、条例専門部会の審議も県民に公開されました。県内4カ所で中間報告説明会が開かれ、多数の傍聴と活発な議論がすすめられているとのことでした。

知事は、6月議会で「幅広い府民、団体、議会の意見を聞き、実効性の上がる条例づくり」を表明されましたが、本府でも、女性政策専門家会議を広く府民に公開すること、地域における府民懇談会の開催など双方向で意見交換をし、その声を条例に反映させることを求めます。いかがですか。条例制定のメドも含めて、作業状況をうかがいます。

## 条例の制定にあたっては、次の諸点をもりこむべき

さて、条例の制定にあたって、私どもは「憲法および女子差別撤廃条約の男女平等の理念、母性保護、事業者・企業主責任、性的いやがらせや暴力の禁止、苦情処理・救済機関の設置等を明記した実効性あるものにする」とを求めてまいりました。

第1に、あらゆる形態の差別撤廃と真の男女平等をめざすという趣旨から、条例の名称に「男女平等」の言葉を掲げることです。第2に、「世界人権宣言」や日本国憲法に保障された「基本的人権の尊重と両性の本質的平等」の理念、国連女子差別撤廃条約の理念をふまえ、昨年4月の「KYOUあけぼのプラン」改定にあたって欠落した「個人の尊重と両性の本質的平等は平和な社会においてのみ実現されるものである」ことを明記することです。第3に、これも改定にあたって後退をした「事業者・企業主の責任」の明記です。

千葉県条例では、雇用の場における男女共同参画をすすめるために、職場での機会均等や均等待遇の確保、男女間格差の是正のための積極的改善措置、仕事と家庭との両立支援、セクシャルハラスメントのない職場環境・風土づくりが主な課題であるとして、事業主の積極的なとりくみを促進するための情報提供、助言および支援を行うこと、事業主から年に1回の報告を求め、それを公表し必要な助言を行うこと、優良業者にたいして工事請負物品購入などの契約に際して考慮することができることを明記しました。

広島県条例では、「補助金交付の際、参画推進について適切な措置を講ずるよう求めることができる」と盛り込み、他の県条例でも、もっとも差別のおきやすい労働の場における男女平等の取り組みの強化をめざしています。事業者のとりくみを奨励し、支援するこれらの積極的内容を、本府でもとり入れるべきです。知事の見解を伺います。

次に、条例が「絵にかいたもち」とならないようにするために、行政機関から独立した苦情処理、救済機関の設置をすることです。府民にとって敷居が低く窓口の広い、申し出者の立場にたった「受付部門」と、公正・中立な立場で調査を行い処理する「処理部門」の2階建ての機関とし、「処理部門」は関係者の協力を得て資料の提出及び説明を求め、必要があるときは府に対して提言、助言または勧告を、他の関係者に対しては助言や是正の要望を行うこと、苦情・相談機関が受理した府の施策に対する苦情について、監視および影響調査の対象事案とすること、それらの状況報告を作成し公表すること、などを条例に盛り込むことです。知事の見解を伺います。

**【知事】** 現在、女性政策推進専門家会議において、幅広い観点から条例に盛り込むべき内容について、検討をいただいているところであり、個々の論点については、いまは、今後とりまとめられる「中間報告」を待つべきだと考えている。「中間報告」をふまえ、今後、府議会や幅広い府民、団体のみなさんのご意見を伺いながら、検討をすすめていきたい。専門家会議の公開については、先日策定した「審議会等の公開に関する指針」にもとづき、対応がなされるもの。

## 児童虐待防止・DV対策を強化せよ

### 【島田】

児童虐待防止法やDV法施行後も、DVや児童虐待による殺人などの悲しい事件が相次ぎ、婦人相談所や児童相談所への相談が急増しています。この間、私どもも要望してきた両相談所における相談員の増員、配偶者暴力相談支援センターや一時保護所の設置などの体制強化が一定なされましたが、法の趣旨にのっとった対策強化の要望が出されています。

1つは相談体制です。現在、配偶者暴力相談支援センターの看板を掲げているのは婦人相

談所だけとなっていますが、夜間・休日等の体制強化を含め、府南部、北部にも配偶者暴力相談支援センターの支所を置くことを提案します。

また、DVや児童虐待など最近の相談事例は、その家庭全体への支援が大変重要になっています。大阪府などのように、児童相談所に「子ども家庭支援センター」を設置し相談員を増員するなど、府民の身近なところの体制をいっそう強化すべきだと考えますが、いかがですか。

**【知事】** 依然として相談件数が増加し、内容が深刻化する状況をふまえ、当初予算、6月補正予算そして、組織の強化など、きれ目のない対応につとめてきた。施設整備については、婦人相談所に配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者の多様な需要に対応する一時保護施設の整備や民間施設も含めた受け入れ体制の拡充をはかってきた。「未来っ子サポートチーム」の設置による児童虐待への対応、児童福祉司等の増員による家庭の支援体制の強化のほか、婦人相談所の休日・夜間相談の充実や保健所婦人相談員による地域のきめ細かな相談につとめるなど、各般のとりくみを推進している。児童虐待やDV対策は、地域全体で支えることが重要であることから、市町村や関係機関と連携いししながら、さらなるネットワーク化の充実をはかっていく。

## 被害家族の保護と自立を支援する母子生活支援施設の体制強化を

### 【島田】

2つめは、被害家族の保護と自立を支援する母子生活支援施設の問題です。大変不足をしています。吉田母子寮、綾部若草寮は、もともと府立の施設でしたが、それぞれ、事業団と綾部市に委譲、委託された施設です。いずれも老朽化したまま放置され、人員不足の結果、当初の受け入れ定員は各々25世帯、10世帯でしたが、今は19世帯と6世帯の運用しかできていません。吉田母子寮の建て替え整備と人員体制の強化による拡充を求めます。綾部若草寮は、現在、他府県から2世帯受け入れています。こうした広域的施策は本来、府の責任で行われるべきと考えますが、いかがですか。知事のご見解をうかがいます。

**【知事】** これまでから、吉田母子寮の必要な施設整備を行ってきたが、自立促進のための支援施設として、適切な運営につとめていく。綾部市が設置し運営している若草寮については、DV対策を含め、十分に連携していくことが重要だと考えている。

## 府として、30人以下学級を早期に実現せよ

### 【島田】

次に、教育問題について伺います。

8月22日、京都市教育委員会は来年度から「小学1年生のクラス定員を35人にする」と発表しました。その後の市議会で、「平成16年度から2年生も実施の方向」と答弁しました。実現すれば政令市単独では初めてのことで、「一步前進」と受けとめられています。

「30人学級でゆき届いた教育を」の願いは今や国民的な声で、全国自治体の過半数を超

える1690の議会で意見書が上がっており、実施にふみ出す自治体も急速に広がっていることは、知事もご存知の通りです。京都市教委の決断も、この全国的な流れに押され、父母らの要望に応えざるを得なくなったものです。少人数学級が学習、生活指導の両面で効果が高いことが評価されているからこそ、全国に広がっているのではないのでしょうか。

私は、先頃、埼玉県志木市教育委員会と埼玉県教育委員会を訪問しました。「25人程度の学級」を実施する志木市では、「幼稚園が平均23人なので、その連続性と発達段階に即した学校教育が必要と考えた。いじめ、不登校、学級崩壊など早期発見、早期解決につながる。少人数指導とは全く別の問題」と、きっぱり言われました。

今年4月から「30人学級」を実施した埼玉県上尾市では、市民広報で特集を組み、「個別指導が十分に出来るようになり、学習につまずいている児童に早く気づき、必要な支援ができるようになった。発表の機会も多くなり、1人ひとりの個性を大事にした授業が出来る。授業中の評価がしやすく、学習の取得状況が把握しやすくなった」などの声を紹介しています。また、「先生と子供たちにゆとりが感じられ、コミュニケーションが深まっているよううれしい」などの保護者の声も紹介し、学校生活における多面的な効果を市民に報じていました。

埼玉県では、公立高校も「38人以下学級」にし、中退者が減少するなどの効果を上げています。

本府は今年度から、小学1年生で30人を超える学級に指導補助教員を1日2時間、2学期まで配置しましたが、今日の子どもと教育が抱える困難を解決するには、ほど遠い対策です。本府は、文部科学省の指導の枠内での習熟度別授業に固執していますが、これだけ全国的に少人数学級が流れになってきても、京都の子どもたちが取り残されることに痛みを感じられないのですか。本府として、30人学級にただちにふみ出すべきです。知事の見解を伺います。

さらに今回、京都市が実施にふみ出そうとしていますが、府内の市町村が少人数学級編成をしたいと協議があった場合、府教委として、これに同意するとともに、市町村のとりくみを府教育委員会として援助すべきだと考えますが、教育長の見解をうかがいます。

**【知事】** 今年度から 小学校1年生の31人以上の学級に複数の教員を配置し、実質的に20人から30人程度の少人数教育を実施しており、教育現場からも「これにより教育効果が上がっている」と聞いている。京都市の方針についても、こうした府の少人数教育にたいするとりくみも参考にさせていただけると考えている。京都府においては、少人数教育をよりいっそう推進させるため、現在、まなび教育推進プラン策定の中で、広く、府民のみなさまや学校現場からの意見をお聞きし、これらの意見をふまえて、学力の向上や生徒の指導の充実をはかる最も効果的な少人数教育について、教育委員会とともに検討している。

**【教育長】** 学級編成に弾力化については、従来から、標準法の趣旨にもとづき、市町村教育委員会から協議があった場合、個々のケースに応じて判断している。今後とも、標準法の趣旨にもとづいた対応をしていきたい。

## すべての学校の普通教室に、クーラーの設置を

### 【島田】

次に、教育環境整備の課題です。

文部科学省は先頃、2003年度から、公立の小・中学校の普通教室にクーラー設置を進める方針で、概算要求に盛り込みました。対象は、小・中学校の新築の場合2分の1、増改築では3分の1、それ以外にも3分の1を補助するとし、公立の幼稚園、高校については、「教育委員会から要望があれば3分の1補助の対象とする」としています。今年も異常な猛暑が続く中、かなりの学校で「とても勉強どころではない」という生徒、「気分が悪い」と保健室にかけ込んでくる生徒が多かったと聞きました。クーラー設置は当然の緊急課題です。

この際、市町村と積極的に協議して、早急な設置計画を立て、国に予算の拡充を要望するなど支援すべきです。あわせて、「すべての公立幼稚園、高校にもクーラー設置を」の要望を国に上げていただきたいと思います。知事の見解を伺います。

**【教育長】** 文部科学省は、平成15年度予算概算要求の中で、公立の小・中・高等学校等のすべての教室を対象に、冷房設置のための補助金の新設を盛り込んでいる。今後、国の動向や他府県状況をふまえながら研究していきたい。

## 市町村まかせにせず、遅れている耐震診断の促進をはかれ

### 【島田】

また、耐震診断と補強工事についても、文部科学省は各都道府県教育委員会にたいし、2005年までの3年間に耐震診断未実施の建物について診断を完了させる「耐震診断実施計画」の提出を通知しました。全国の診断実施率が30・8%であるのにたいし、本府はわずか18・4%と、極めて遅れていることは重大です。未実施の原因は何か、把握されていますか。お答えください。

多くの市町村担当者は、財政上の困難をあげ、「国の補助率引き上げと府の単費補助が不可欠」と訴えています。わが議員団も、議会のたびに要望し、先日も府教委に「緊急の申し入れ」を行ったところです。ことは子どもたちの生命にかかわることです。静岡県、千葉県などでは独自の補助を行なっています。学校は、震災時には住民の避難場所にもなる場所であり、従来どおり「市町村の問題」と市町村まかせにせず、府としても、国に補助率の引き上げを要求するとともに、早急に独自の支援策を講じるよう求めます。お答えください。

**【教育長】** 府内小中学校の耐震診断実施率の全国順位は中位にあり、他府県にくらべ、とくに遅れているとは考えていない。本年8月に、市町村教育委員会にたいし、実施計画を早期に策定するとともに、改修が必要な建物については、改築・補強等の措置を講じるよう文書で指導した。国の補助制度については、地震防災緊急事業5カ年計画に盛り込まれた耐震診断、補強への補助率のかさ上げ等の措置もあるので、積極的にこの制度を活用し、計画的に耐震化をすすめるよう市町村に助言している。

## 「アメリカのイラク攻撃は中止せよ」と表明せよ

### 【島田】

最後に、戦争と平和の問題について、おたずねします。

まず、北朝鮮との国交正常化の問題です。首脳会談の中で、北朝鮮が拉致問題に関与し、

拉致された人たちの多くが、すでに亡くなられているという痛ましい事実が公表されました。ご家族と関係者の心中を察すると、いかばかりかと思えます。今定例会冒頭で、拉致問題の真相究明をもとめる意見書を全会一致で採択しましたが、拉致問題をはじめ、一連の問題の解決のために、国交正常化交渉の中で提起し解決をはかることが必要です。わが党はこれまで、ラングーンでのテロ事件、大韓航空機爆破事件や日本船への銃撃事件など、北朝鮮の無法には最もきびしく対処してきましたが、今回も、そういう立場から拉致事件についても徹底糾明のために全力をあげるとともに、日朝間の平和的環境をつくるために力をつくすものです。

さて、武力対決でなく道理と理性に基づく対話でアジアや世界の平和を実現することは世界の人々の願いであり、大きな流れとなっています。

ところがいま、アメリカのブッシュ大統領は、テロ組織とのたたかいを口実として、国際社会の支持が得られなくても先制攻撃をためらわないと、公式の文書で表明をし、さらに、核兵器の一方的な使用もあると公言しています。イラクが国連による査察の受け入れを表明しているにもかかわらず、事態は大変切迫しています。

アメリカのイラク攻撃が始まったら、核兵器をつかう戦争となる危険があります。国際法を無視したアメリカの暴走、イラクへの危険な攻撃は、何としてもやめさせなければなりません。

今年、長崎市長は、「平和宣言」のなかで、アメリカが「核による先制攻撃などの可能性を表明している」ことを「国際社会の核兵器廃絶への努力に逆行」するものと批判し、「一連の米国政府の独断的な行動を、私たちは断じて許すことはできません」ときっぱりとべられました。アメリカの核戦略を「理解できる」と公言し、アメリカのイラク攻撃に一言も「ノー」と言えない小泉首相との違いは歴然としています。アメリカの臨界前核実験に対して抗議し、核兵器の開発につながる全ての核実験の全面禁止と核兵器廃絶を、議会とともに繰り返し要請した知事として、この際、アメリカのイラク攻撃にキッパリと反対の声をあげるべきです。明確なる答弁をお願いします。

**【知事】** 先の国連総会において、小泉総理が「国際協調を維持し、国連をつうじたいっそう真剣な行動が重要で、必要かつ適切な安保理決議をできるだけ早く採決することを追求すべき」と表明されている。私も、国際協調と国連をつうじた外交努力の上に対処されるべきという考え方にたつて、たたかいのない世界の恒久平和が早期に確立されることを強く願う。

## 有事法制にきっぱりと反対せよ

### 【島田】

近く召集される臨時国会で、自民党や公明党は、有事三法案を成立させようとしています。アメリカのイラク攻撃に日本が武力行使をもって参加し、この戦争に日本国民と自治体を強制的に動員し、協力させられるという現実の危険が迫っています。

知事は6月議会で、有事法制について「法的な整備は当然のこと」との答弁をくり返されましたが、きっぱりと反対すべきだと考えます。いかがですか。

**【知事】** さきの府議会本会議でも答えたように、わが国が有事に関連する法制を整備することは、法治国家である以上、超法規的な事態を生じさせないためにも、民主主義の基本からして当然のことであると認識している。有事に関連する法制整備にあたっては、国と地方の役割分担、責任と権限の明確化や地方の意見が十分に反映されるものとして整備されるよう、全国知事会などをつうじて、国にたいし強く求めてきた。

## 市町村の役割強化に逆行する合併のおしつけはやめよ

### 【島田】

以上、府民の切実な願いとなっている諸問題について、知事の見解をお伺いしてきましたが、この方向を実現するためには、府政の流れを転換し、税金の使い道を変えることがどうしても必要です。また、「住民福祉の向上」に直接の責任をもっている市町村の役割を強化・発展させることこそが求められています。市町村合併をおしつけて、市町村の自治を破壊することは、これに全く逆行するものだと考えますが、知事の見解を伺います。

**【知事】** いま、真の地方分権の確立のためには、時代の変化をふまえ、いまの市町村のあり方にたいする真剣な論議が必要である。現在、府内各地域において、行政や議会、さまざまな民間団体などにおいて、地域に根ざした熱心な議論が行われており、丹後6町と宮津・与謝地域1市4町では、各市町議会の議決をへて法定合併協議会が設置され、相楽地域6町1村でも任意の協議会が設置されるなど、各地域において、合併も視野に入れ、地域の将来について真摯な論議が行われている。市町村の将来を決められるのは、制度上も、実際も、あくまで第一義的には市町村である。府としては、このような地域の主体的な議論を尊重し、町村会や市長会と連携して支援していくことが広域団体としての府のとるべき立場と考えており、「合併をおしつけて市町村の自治を破壊する」との議員の指摘は、筋違いと考えている。府としては、今後とも、各地域のとりくみにたいし、できる限りの支援を行っていきたい。

### 【島田】

長野県知事選挙では、「脱ダム」宣言をおこない、福祉・教育や環境を重視する方向に税金の使い道を変えていこうという県政改革の方向を打ち出した田中知事が、県民の圧倒的支持をえて再選されました。ところが、知事は、道路公団民営化論議の中で、京都市内高速道路の「凍結論」が浮上した時に、これに断固抗議するなど、いまだに大型公共事業に固執し、生活道路優先ではなく市内高速道路建設促進という時代遅れの考え方にとらわれています。

長野県知事選挙の結果がハッキリと示したように、「自治体らしい自治体」を取り戻す新しい流れが、いま、全国に広がっています。日本共産党府会議員団は、府民の暮らしを応援し、府政を変えるために全力をつくす決意を表明して、質問を終わります。ご静聴、ありがとうございました。

## 《再質問》

### 京都市の35人学級について、同意するのか

#### 【島田】

時間が限られておりますので、数点だけお願いします。

特養ホームの待機者問題について、トップクラスの整備をすすめていると言われました。待機者が3600人もおりますけど、たとえば、一番待機者が多い舞鶴、福知山、綾部など、中丹地域だけでも1400人がお待ちです。本府が老人福祉施設整備費をつけておりますが、介護保険が始まる前は35億円あったものが、13年度には14億円に大幅に減少しています。「町が計画をもって要望しても、国や府の許可が出ない」と、ある町長もおっしゃっておられました。実態に応じて市町村を支援する、このことが必要だと思っておりますので、指摘をしておきたいと思っております。

住宅改修制度について、京田辺市の経済効果が20倍に上っていることを紹介しました。たとえば、京都府が1億円助成しますと20億円。ことし当初予算につけた京都府臨時生活関連整備事業に匹敵する事業が生まれるということで、大変効果がある対策だと思っておりますので、研究をお願いしたいと思っております。

30人学級についてです。文部科学省は9月30日までに、公立小中学校の少人数学級編成について、全額財政負担すれば全市町村、全学年で実施を認めることを決めました。京都府にたいして京都市から協議があれば、同意をされるのか。教育長あるいは知事の明瞭な答弁をお願いします。

【教育長】 現在までのところ、京都市からは何の協議もない。協議があれば、十分、お話を聞く。